

# 経営事項審査申請の手引き

(経営規模等評価の申請・総合評定値の請求)

平成30年4月

青森県県土整備部監理課

この手引きは、青森県知事許可の建設業者を対象に、経営事項審査の申請手続きを説明したものです。

他の都道府県又は国土交通大臣許可の建設業者については、各都道府県庁又は国土交通省各地方整備局へお問合せください。また、経営状況分析に関する事項は、登録経営状況分析機関へお問合せください。

## 目次

### I 経営事項審査制度について

- 1 経営事項審査とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 経営事項審査を申請できる条件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 審査基準日・・ 1
- 4 有効期間・・ 1
- 5 審査項目・・ 2

### II 経営事項審査申請について

- 1 経営事項審査の手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - (1) 申請手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - (2) 経営規模等評価手数料及び総合評定値請求手数料・・・・・・・・・・ 4
- 2 経営状況分析の申請手続について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 経営規模等評価の申請手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
  - (1) 申請の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
  - (2) 開催会場と開催月について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - (3) 申請時の注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 4 結果等通知書について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 5 審査結果の公表について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 6 虚偽申請をした場合の取扱いについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 7 申請書の入手方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 8 申請に必要な書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
  - (1) 提出書類一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
  - (2) 提示（持参）書類一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9～12

### III 「技術職員名簿」及び「建設業に従事するその他職員等確認票」の内容確認について

- 1 内容確認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 2 技術者登録について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 技術職員名簿等の内容確認と技術者登録の違いについて・・・・・・・・・・ 13
- 4 申請について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
  - (1) 提出先・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
  - (2) 書類の申請方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
  - (3) 申請の時期・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
  - (4) 提出書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13～14

### IV 申請書等の記入方法について

- ① 経営規模等評価申請書及び総合評定値請求書（20001帳票）・・・・・・・・ 15
  - （項番02～項番19）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15～18
- ② 工事種類別完成工事高（20002帳票）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
  - （完成工事高の記載に関する留意点）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
  - （項番31～項番34）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19～21
- ③ 技術職員名簿（20005帳票）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
  - （項番62～項番63）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22～23
  - （2業種限定の考え方）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- ④ その他の審査項目（社会性等）（20004帳票）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
  - （項番41～項番60）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25～29

## V 資料・その他

1	工事経歴書の作成方法について	30～33
2	建設工事の種類別に見た内容と例示	34～35
3	完成工事高の積み上げについて	36～37
4	個人の建設業者の代替わりや法人成りについて	38
5	建設工事における完成工事高の計上基準について	39
6	技術者制度について	40
7	別表(1)指定学科（建設業法施行規則第1条）	41
8	別表(2)有資格区分コードおよび評価点	42～45
9	「建設機械抵当法施行令」に規定される建設機械	46
10	建設機械のリース契約に関する申出書	47
11	提示（持参）書類見本	48～96

### 青森県建設技術センター関係

職員の常勤確認について	97
技術職員及びその他職員の「常勤確認資料一覧」	97
その他の常勤確認について	98
技術者登録届出書等様式等	99～109
技術職員名簿 事前確認チェックリスト	110

### 申請書類記入例

.....	111～120
-------	---------

### よくある質問（Q&A）

.....	121～124
-------	---------

#### 【問い合わせ先】

青森県庁 県土整備部 監理課 建設業振興グループ  
〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1  
電話 017-734-9640  
FAX 017-734-8178

青森県庁ホームページ <http://www.pref.aomori.lg.jp>  
青森県建設業ポータルサイト <http://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/>  
経営事項審査（ポータルサイト内） <http://pub.pref.aomori.lg.jp/kouji/examination.html>

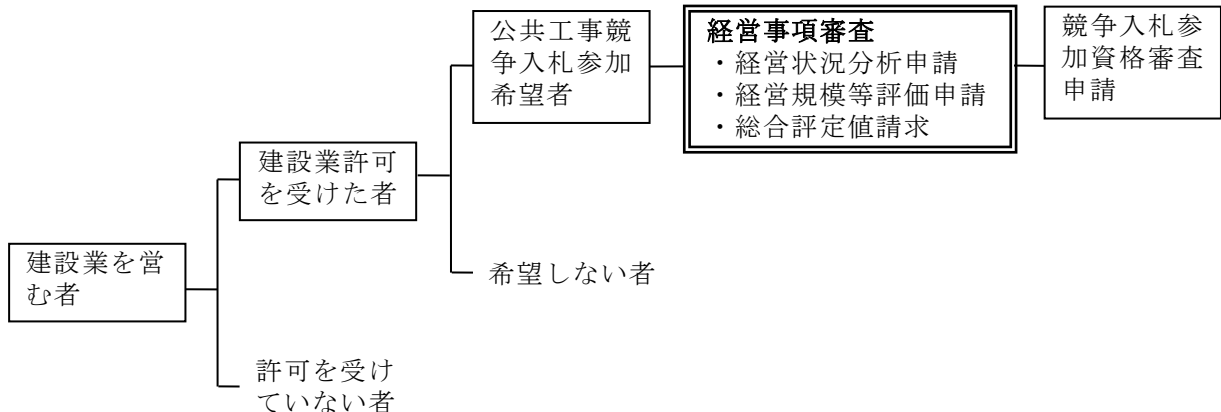
# I 経営事項審査制度について

## 1 経営事項審査とは

公共工事を適正に施工するためには、建設業者の施工能力等に応じて発注する必要がありますが、この施工能力等に関して、建設業者の経営規模、財務状況、技術力、社会性等の客観的な事項について、全国一律の基準で総合的に評価するための審査を『経営事項審査』といいます。

公共工事を元請で受注しようとする場合は、必ず経営事項審査を受けなければなりません。  
(建設業法第27条の23)

【建設業許可、経営事項審査、入札参加資格審査の関係】



## 2 経営事項審査を申請する条件

経営事項審査を申請するには、次の条件に該当している必要があります。

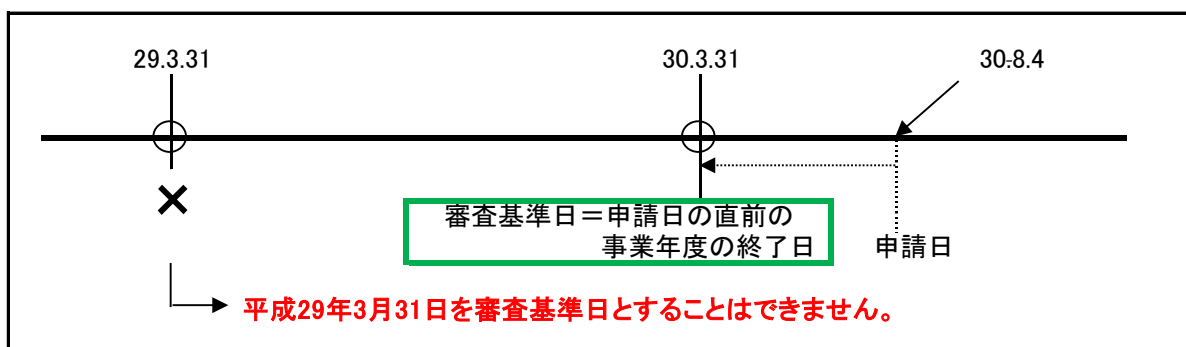
- ア 申請日までに建設業の許可を受けていること
- イ 青森県知事許可業者であること
- ウ 許可申請後の変更事項（変更届出書）を提出していること

## 3 審査基準日

申請をする日の直前の事業年度終了の日（直前の決算日）が経営事項審査における審査基準日となります（合併又は営業権譲渡等の場合は、上記以外の日が審査基準日となる場合がありますので、事前にご相談ください。）。

審査基準日は直前の事業年度の終了日であるため、経営事項審査申請時に既に新しい審査基準日を迎えている場合、従前の審査基準日では審査を受けることはできません。

【例 申請日が平成30年8月4日で、決算日が3月31日の場合】

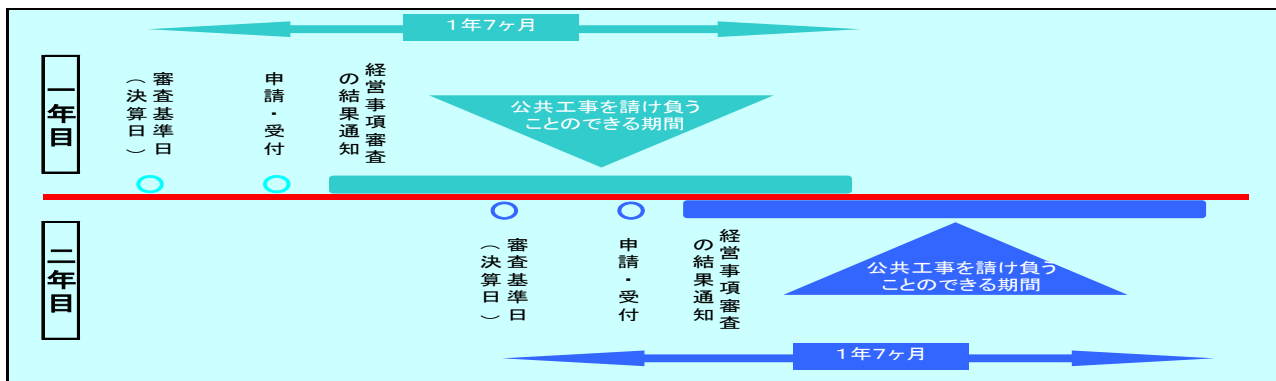


## 4 有効期間

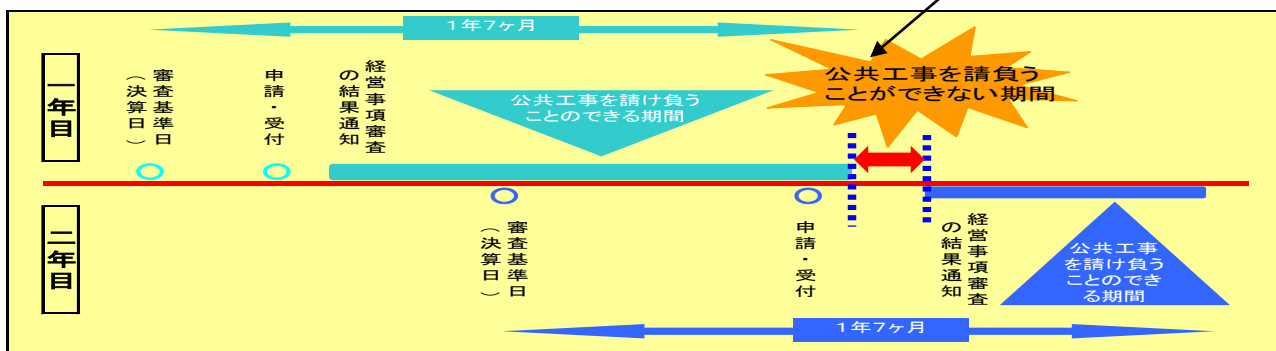
公共工事を受注（発注者と契約を締結すること）するには、発注者と契約を締結する日の1年7ヶ月前の日の直後の決算日を基準日とする経営事項審査を受け、その結果通知書の交付を受けていることが必要です。（建設業法施行規則第18条の2）

つまり、結果通知後、審査基準日から起算して1年7ヶ月までの間が有効期間です。  
 (審査基準日が有効期間の日の起点となる点にご注意ください。)

有効期間を切れ目なく継続するためには、毎年決算日から7ヶ月以内に経営事項審査の結果通知書を受領する必要があります。(3月決算の会社は遅くとも9月受審が目安。)



下図のとおり有効な結果通知書を交付されていない間（下図の「空白期間」）は公共工事の受注ができませんのでご注意ください。



## 5 審査項目

次の「審査項目」のそれぞれの数値に基づき、一定の基準によりそれぞれの評点を算定し、次の算式により建設工事の種類ごとに総合評定値を算出します。

$$\text{総合評定値}(P) = 0.25X_1 + 0.15X_2 + 0.20Y + 0.25Z + 0.15W$$

### 【経営事項審査の審査項目一覧】

区分		審査項目	ウェイト	審査機関	
総合評定値 (P)	経営状況分析 (Y)	① 純支払利息比率 ② 負債回転期間 ③ 売上高経常利益率 ④ 総資本売上総利益率 ⑤ 自己資本対固定資産比率 ⑥ 自己資本比率 ⑦ 営業キャッシュフロー (絶対額) ⑧ 利益剰余金 (絶対額)	0.20	登録経営状況分析機関 (P5参照)	
	経営規模等評価	経営規模 (X <sub>1</sub> )	① 工事種別年間平均完成工事高	0.25	青森県
		(X <sub>2</sub> )	① 自己資本額 ② 利払前税引前償却前利益	0.15	
	技術力 (Z)	① 工事種別技術職員数 ② 工事種別元請完成工事高	0.25		
その他の審査項目 (W)	① 労働福祉の状況 ② 建設業の営業継続の状況 ③ 防災活動への貢献の状況 ④ 法令遵守の状況 ⑤ 建設業の経理に関する状況 ⑥ 研究開発の状況 ⑦ 建設機械の保有状況 ⑧ 国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ⑨ 若年技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況	0.15			

## II 経営事項審査申請について

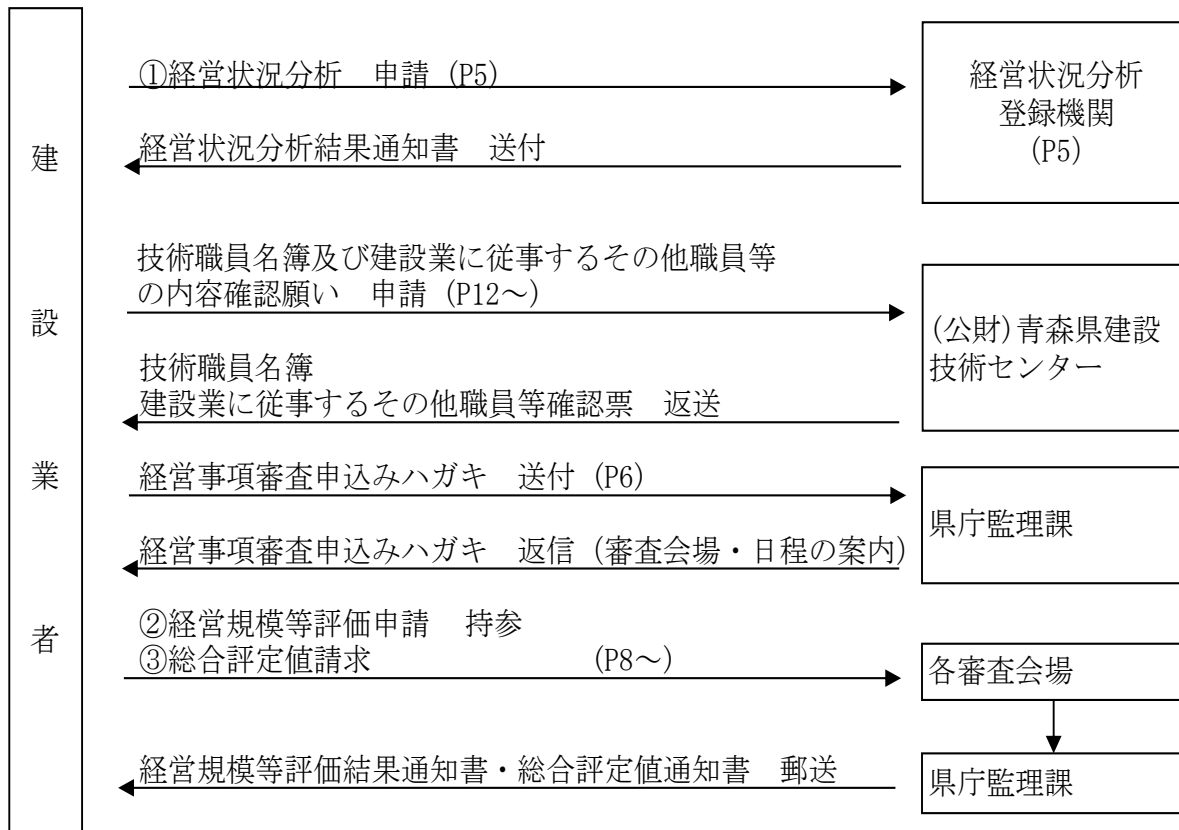
### 1 経営事項審査の手続きについて

#### (1) 申請手続きの流れ

経営事項審査は、「経営状況分析（Y）」と「経営規模等評価（X Z W）」から成り立っています。

総合評定値（P）の通知を請求する場合は、事前に「経営状況分析（Y）」を行い、経営状況分析結果通知書を受領している必要があります。

#### 【申請手続きの流れ】



②と③は同時に行うことができますので、できるだけ①の結果通知書受領後②と③は同時に行ってください。なお、法律上は①と②のどちらを先に行ってもよいことになっていますが、①を先に申請してください。

(①②を先に受けており、③のみ後で請求する場合につきましては、P7をご覧ください。)

**(2) 経営規模等評価手数料及び総合評定値請求手数料**

下記〔手数料区分〕に従い、青森県収入証紙での納付となります。

(大臣許可業者は収入印紙での納付となります。)

**【業種数別手数料一覧表】**

業種数	①	②	③	業種数	①	②	③
1	11,000円	10,400円	600円	16	48,500円	44,900円	3,600円
2	13,500円	12,700円	800円	17	51,000円	47,200円	3,800円
3	16,000円	15,000円	1,000円	18	53,500円	49,500円	4,000円
4	18,500円	17,300円	1,200円	19	56,000円	51,800円	4,200円
5	21,000円	19,600円	1,400円	20	58,500円	54,100円	4,400円
6	23,500円	21,900円	1,600円	21	61,000円	56,400円	4,600円
7	26,000円	24,200円	1,800円	22	63,500円	58,700円	4,800円
8	28,500円	26,500円	2,000円	23	66,000円	61,000円	5,000円
9	31,000円	28,800円	2,200円	24	68,500円	63,300円	5,200円
10	33,500円	31,100円	2,400円	25	71,000円	65,600円	5,400円
11	36,000円	33,400円	2,600円	26	73,500円	67,900円	5,600円
12	38,500円	35,700円	2,800円	27	76,000円	70,200円	5,800円
13	41,000円	38,000円	3,000円	28	78,500円	72,500円	6,000円
14	43,500円	40,300円	3,200円	29	81,000円	74,800円	6,200円
15	46,000円	42,600円	3,400円				

**【手数料の区分】**

区 分	手 数 料
① 「経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求」の場合 * 申請書(様式二十五号の十一)の項番「05」申請等の区分が「1」	8,500円 + 2,500円 × 業種数
② 「経営規模等評価の申請」の場合 * 申請書(様式二十五号の十一)の項番「05」申請等の区分が「2」	8,100円 + 2,300円 × 業種数
③ 「総合評定値の請求」の場合 * 申請書(様式二十五号の十一)の項番「05」申請等の区分が「3」	400円 + 200円 × 業種数

## 2 経営状況分析の申請手続について

ご不明な点などは、下記登録経営状況分析機関に直接お問合せください。

### 【登録経営状況分析機関（平成26年11月現在）】

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	(一財) 建設業情報管理センター	東京都中央区築地 2-11-24	03-5565-6131
2	(株) マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町 2-2-37	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム (株)	長野県長野市田町 2120-1	026-232-1145
5	(株) 九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町 22	095-811-1477
7	(株) 北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条 4-8-1	011-820-6111
8	(株) ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田町 2-5-24	028-649-0111
9	(株) 経営状況分析センター	東京都大田区大森西 3-31-8	03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本 (株)	山口県宇部市北琴芝 1-6-10	0836-38-3781
11	(株) 日本建設業経営分析センター	福岡県北九州市小倉南区葛原本町 6-8-27	093-474-1561
21	(株) 建設システム	静岡県富士市石坂 312-1	0545-23-2607
22	(株) 建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町 2-17-6	042-505-7533

登録経営状況分析機関については、国土交通省より公示されます。登録経営状況分析機関に関することにつきましては、登録を行う国土交通省総合政策局建設業課〔03-5253-8111(代表)〕までお問合せください。

なお、登録機関の事務所の連絡先一覧については、国土交通省ホームページ上で閲覧可能です。

URL : [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000091.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000091.html)



### 3 経営規模等評価の申請手続について

#### (1) 申請の方法

審査申込みは、審査を受けようとする月の前の月の15日まで(必着)に、希望する会場等を記載した往復はがきにより申し込んでください。希望会場は第2希望まで、代理申請の際はその他欄等に行政書士名をご記入ください。

受付は、毎月15日(その日が県の休日に当たる場合は、休日の前日)に締め切り、翌月審査分として、受け付けた月の末までに審査会場を振り分けたくうえで、1ヶ月分まとめて返信はがきを発送します。16日以降到着分は翌々月分として受け付けしますのでご注意ください。

(原則、到着順に振り分けます。申込者多数の場合はご希望の会場にならない場合があります。また、申込者少数の場合は他の会場にさせていただく場合がありますので予めご了承下さい。)

宛先：〒030-8570 青森市長島一丁目1-1

青森県県土整備部監理課建設業振興グループ

ア 往復はがき(往信)の裏面	イ 往復はがき(返信)の表面
① 許可番号	① 郵便番号
② 商号又は名称	② 主たる営業所の所在地
③ 主たる営業所の所在地	③ 商号又は名称
④ 電話番号	
⑤ FAX番号	
⑥ 決算日	
⑦ 希望会場 (第1・第2希望)	
⑧ その他	

(参考) ハガキの記載例

#### 往復はがきの「往信面」の見開き状態

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #00FFFF; padding: 5px; margin-right: 10px;">往信</div> <div style="text-align: center;">〒030-8570</div> </div> <p>青森市長島1-1-1</p> <p>青森県 県土整備部 監理課 建設業振興グループあて</p> </div>	<p style="text-align: center;">※何も記載しない</p>
--	---

#### 往復はがきの「返信面」の見開き状態

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <div style="background-color: #00FF00; padding: 5px; text-align: center; margin-bottom: 5px;">返信</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;">                 返信先                  ・郵便番号                  ・主たる営業所の所在地                  ・商号又は名称と敬称(御中)             </div> </div>	<p>経営規模等評価の申請と総合評定値の請求をします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>許可番号</td><td></td></tr> <tr><td>商号又は名称</td><td></td></tr> <tr><td>主たる営業所の所在地</td><td></td></tr> <tr><td>電話番号</td><td></td></tr> <tr><td>FAX番号</td><td></td></tr> <tr><td>決算日</td><td style="text-align: center;">月 日</td></tr> <tr><td>希望会場</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td></td></tr> </table>	許可番号		商号又は名称		主たる営業所の所在地		電話番号		FAX番号		決算日	月 日	希望会場		その他	
許可番号																	
商号又は名称																	
主たる営業所の所在地																	
電話番号																	
FAX番号																	
決算日	月 日																
希望会場																	
その他																	

## (2) 開催会場と開催月について

平成30年度の受付会場の予定は次のとおりです。なお、申込状況等により変更することがありますので、最新の状況は「青森県建設業ポータルサイト」でご確認ください。

開催会場	開催月
青森会場	毎月
弘前会場	6月から12月まで
八戸会場	5月から1月まで
五所川原会場	5月から10月まで
十和田会場	6月及び8月から12月まで
むつ会場	7月及び9月

### 【会場所在地等一覧】

青森会場	東青地域県民局地域整備部 青森市大字幸畑字唐崎 76-4 電話：017-728-0200
弘前会場※	青森県弘前合同庁舎（中南地域県民局） 弘前市大字蔵主町 4 電話：0172-32-0282（地域整備部）
八戸会場	青森県八戸合同庁舎（三八地域県民局） 八戸市大字尻内町字鴨田 7 電話：0178-27-5151（地域整備部）
五所川原会場	青森県五所川原合同庁舎（西北地域県民局） 五所川原市字栄町 10 電話：0173-35-2105（地域整備部）
十和田会場	青森県十和田合同庁舎（上北地域県民局） 十和田市西十二番町 20-12 電話：0176-23-4311（地域整備部）
むつ会場	青森県むつ合同庁舎（下北地域県民局） むつ市中央 1-1-8 電話：0175-22-1231（地域整備部）

※弘前会場は、不定期で弘前市総合学習センター（弘前市末広 4-10-1 Tel：0172-26-4800）で開催する場合がありますので、返信ハガキに記載されている「審査場所」をご確認ください。

## (3) 申請時の注意事項

- ア 経営規模等評価を申請（受審）する場合は、技術職員名簿及びその他職員の内容確認を、総合評定値も請求する場合は、経営状況分析を確実に終了してから、申請及び請求をするようにしてください。経営状況分析を終えていなければ、受審できません。
- イ 受付当日は、申請書の記載内容について説明できる方が、書類を持参してください。（なお、行政書士法により行政書士以外の者が業として申請手続きを行うことはできません）
- ウ 経営事項審査の申込みは往復ハガキによる申込みのみ受付します。
- エ 随時（予めお知らせした会場・日時以外）の審査は行っておりません。

### 【大臣許可業者の方】

書類は監理課で受け付け、形式的な確認後、東北地方整備局へ送付します。

詳しくは「青森県建設業ポータルサイト」－「経営事項審査」内の「青森県内に本店がある大臣許可業者の皆様への留意事項」の項目をご覧ください。

### 【総合評定値（P）の請求のみ行う場合】

- ア 請求の方法

封筒に「総合評定値請求」と朱書きで記載の上、提出書類を3（1）と同じ住所まで送付してください。総合評定値通知書は、概ね1週間程度で発行します。

イ 提出書類（総合評定値のみの請求の場合）

	項 目	補 足 説 明
1	総合評定値請求書（正本及び副本）（電算用紙 20001 帳票）	知事許可の方は正本・副本各1部、大臣許可の方は正本1部・副本2部を提出してください。
2	経営状況分析結果通知書（正本）	登録経営状況分析機関代表者印のあるもの。
3	通知手数料証紙	A4サイズの用紙に必ず貼付して提出してください。（手数料はP4参照） 県知事許可・・・県証紙 大臣許可・・・収入印紙
4	返信用封筒（毎月の経審申請時は不要です。）	A4サイズ1部・・・120円切手貼付

#### 4 結果等通知書について

経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書は、おおむね1ヶ月（30日）を目安として結果通知書を発送します。ただし、申請内容に不備がある場合は、不備等が解消されるまでは審査が完了せず、通知書の発送が遅れる原因になりますので注意してください。

経営規模等結果通知書及び総合評定値通知書は再発行しませんので大切に保管してください。

万一、紛失してしまった場合には、結果通知書の「原本証明」の申し出を、監理課建設業振興グループへ行ってください。（結果通知書の原本証明を申し出る日の1年7ヶ月前の日以降に審査基準日が含まれる結果通知書についてのみ申し出を行うことができます。）

原本証明の申し出に際しては、「青森県建設業ポータルサイト」－「経営事項審査」内の「経営事項審査結果通知書の謄本の交付について」の項目をご覧ください。

#### 5 審査結果の公表について

経営規模等評価結果通知書（総合評定値の請求があった場合は総合評定値通知書）について、競争参加者選定手続きの透明性の一層の向上による公正さの確保、企業情報の開示や相互監視による虚偽申請の抑止力の活用といった観点からも公表（閲覧）を行っています。

一般財団法人建設業情報管理センターのホームページ上で閲覧可能です。

（ホームページアドレス <http://www.ciic.or.jp>）

#### 6 虚偽申請をした場合の取扱いについて

経営規模等評価申請書、経営状況分析申請書、財務諸表、工事経歴書に虚偽の記載をして提出することは、建設業法に違反する行為であり、6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられ、原則として30日（監査を受けていた場合は45日）の営業停止処分となります。

経営事項審査において報告、資料の提出を求められたにも関わらず、報告、提出をせず又は虚偽の報告、提出をした場合は、100万円以下の罰金が科せられます。また、青森県の等級名簿に登載されている場合は、指名停止の対象となる場合があります。

#### 7 申請書の入手方法

「青森県建設業ポータルサイト」から入手できます。「青森県建設業ポータルサイト」－「経営事項審査」内の「ダウンロード」の項目をご覧ください。

なお、ダウンロードできない方は、一般社団法人青森建設業協会本部において申請書を販売しておりますので、そちらでお求め下さい（有料）。

（一社）青森県建設業協会 本部 〒030-0803 青森市安方二丁目9-13  
TEL 017-722-7611

## 8 申請に必要な書類

### (1) 提出書類一覧

	項 目	補 足 説 明
1	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書（電算用紙 20001帳票）	経営規模等評価（XZW）の申請のみ行う場合は、「総合評定値請求書」を傍線で消す。（P111～112記載例参照）
2	工事種類別完成工事高（電算用紙 20002帳票）	（P113～114記載例参照）
3	技術職員名簿（電算用紙 20005帳票）	（公財）青森県建設技術センターの確認印のある原本を提出（P117記載例参照） （大臣許可業者は（公財）青森県建設技術センターの確認印は不要）
4	その他の審査項目（社会性等）（電算用紙 20004帳票）	（P118記載例参照）
5	経営状況分析結果通知書	原本を提出 総合評定値（P）を請求しない場合は不要
6	審査手数料証紙	県知事許可・・・県証紙 大臣許可・・・収入印紙（手数料はP4参照） A4サイズの用紙に必ず貼付して提出してください
7	建設機械の保有状況表	県知事許可業者の方で、項番56「建設機械の所有及びリース台数」について、対象となる建設機械がある場合必ず提出して下さい。（P119記載例参照） 提示（確認）書類については、P12「項番56 建設機械の所有及びリースの台数」を確認してください。 県内大臣許可業者の場合は、東北地方整備局に提出する確認書類です。申請書に綴る必要はありません。
8	建設業に従事するその他職員等確認票	（公財）青森県建設技術センターの <u>確認印のある原本を提出</u> して下さい。 <u>申請書には綴らずに提出して下さい。</u> 県知事許可業者及び青森県に指名願を提出する予定のある県内大臣許可業者は必ず提出してください。（P120記載例参照）

- 提出書類は上記の番号順に揃え、1～7までをホチキスで左側を2箇所とめてください。  
8（大臣許可業者については、7及び8）については申請書に綴らずに提出してください。
- 知事許可の方は正本（県用）副本（申請者控）各1部を提出してください。  
大臣許可の方は正本1部（国提出用）副本2部（県用、申請者控）を提出してください。
- 副本は正本のコピーで構いません。

### (2) 提示（持参）書類一覧

○申請するすべての方が必要な書類です

項 目	内 容
返信用はがき	・監理課から返信された受付日程記載のはがき
建設業許可指令書（正本）	・現在取得している許可に関する全て
建設業許可申請書の副本	
変更届出書等	・所在地の変更、役員の変更等がわかる書類
決算等届出書	・2年分 （工事種類別完成工事高で直前3年の完成工事高を選択した場合は直前3年分）
前年度の経営規模等評価申請書	・県の受付印のあるもの。 ・経営状況分析結果通知書（写でも可）が添付されていること。
前年度の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書	・完成工事高について3年平均を選択している場合は、前々年度分についても持参する。

(2) 提示 (持参) 書類一覧 (つづき)

項目	内容
契約書、請書及び注文書等 (JVとして行った工事がある場合は契約書及び出資比率がわかる書面(協定書等))	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2年分</li> <li>・請負代金を確認できる書類がない場合は見積書や請求書、領収書、工事台帳                (工事種別別完成工事高で直前3年の完成工事高を選択した場合は直前3年分)</li> </ul>
常勤確認資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(公財)青森県建設技術センターに提出したものと                同じ「雇用保険被保険者資格喪失届」の写しを持参する。                (個人番号(マイナンバー)が記入されている場合、<u>黒塗り</u>(原本に付箋紙を貼ってコピー等)にしてください)</li> </ul>
法人税(所得税)の確定申告書の控え及び添付資料(決算報告書)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直前2年の完成工事高を選択する場合には基準決算及び基準決算の前期の2年分、直前3年の完成工事高を選択した場合は3年分</li> <li>・税務署受付印又は作成した税理士捺印のあるもの                電子申告の場合は受信通知(メール詳細)を提示</li> </ul>
【法人の場合】 法人税申告書別表16(1)又は(2)他(P53~58参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営状況分析機関に提示したものと同様の書類(直前2年分)</li> <li>・法人税申告書別表16(4)、(6)、(7)も作成していれば提示</li> </ul>
【個人の場合】 所得税青色申告決算書(一般用)又は収支内訳書(いわゆる白色申告書)一般用(P51・52参照)	
消費税確定申告書の控え (P59参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営事項審査を毎年受審している場合は、審査対象事業年度(基準決算)のもの。(初めて受審する場合は審査対象事業年度の直前の事業年度(基準決算の前期)に受審していない場合で、直前2年の完成工事高を選択する場合には基準決算及び基準決算の前期の2年分、直前3年の完成工事高を選択した場合は3年分)</li> <li>・税務署受付印又は作成した税理士捺印のあるもの                電子申告の場合は受信通知(メール詳細)を提示</li> </ul>
消費税納税証明書(その1) (納付すべき税額が明示されているものの。0円の場合も同様に提示が必要) (P60参照)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営事項審査を毎年受審している場合は、審査対象事業年度(基準決算)のもの。(初めて受審する場合は審査対象事業年度の直前の事業年度(基準決算の前期)に受審していない場合は、直前2年の完成工事高を選択する場合には基準決算及び基準決算の前期の2年分、直前3年の完成工事高を選択した場合は3年分)</li> <li>【免税事業者の方】                基準期間(個人事業者の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度のことをいう。)の課税売上高(完成工事高)が1千万円以下の事業者の方は、その年又はその事業年度の課税資産の譲渡等について納税の義務が免除されます。該当する方でも消費税納税証明書(その1)が必要となります。</li> </ul>



●該当する項番が「有」の方が必要な書類です

労働福祉の状況を確認する資料（審査基準日において有効なもの）

\*確認する項番(P25参照)、電算用紙 20004 帳票の各項番に該当するときに必要な書類です。

項番	項目	内容
41	雇用保険加入を証明する資料 (P62～66参照) ◎のいずれかの書類を提示	審査基準日が属する期間の申告書及び領収証書を提示。 (分割納付の場合は以下の期間の領収証書) 決算月が 4～7月 - 第1期分 8～11月 - 第2期分 12～翌3月 - 第3期分 ◎労働保険概算確定保険料申告書及び領収証書 ◎労働保険事務組合加入の場合は労働保険料納入通知書及び領収証書
42	健康保険加入を証明する資料 (P67～69参照) ◎のいずれかの書類を提示	審査基準日が属する月分の保険料領収証書を提示 (例 審査基準日が平成29年12月31日→平成29年12月分の保険料領収証書を提示) ◎日本年金機構に加入の場合は、日本年金機構発行の保険料領収書 ◎全国建設工事業国民健康保険組合(建設国保)等に加入の場合は各保険組合の領収証書又は加入証明書
43	厚生年金保険加入の有無 (P67～69参照)	審査基準日が属する月分の日本年金機構発行の保険料領収書(例 審査基準日が平成29年12月31日→平成29年12月分の保険料領収証書を提示)
44	建設業退職金共済制度の加入を証明する資料(P70, 71参照)	建設業退職金共済事業加入・履行証明書
45	退職一時金制度の導入を証明する資料または、企業年金制度の導入を証明する資料 (P72～79参照) ◎のいずれかの書類を提示	◎中小企業退職金共済事業本部加入証明書 ◎特定退職金共済の加入を証明するもの ◎労働基準監督署の受付印がある就業規則、退職金規程、労働協約の写し。 ◎厚生年金基金加入証明書、基金の発行する領収書 ◎確定拠出年金運営管理機関の発行する加入証明書 ◎確定給付企業年金について、基金型に加入している場合は企業年金基金の発行する加入証明書、規約型に加入している場合は資産管理運用機関の発行する加入証明書
46	法定外労働災害補償制度の加入を証明する資料 (P80～83参照) ◎のいずれかの書類を提示  ※工事に係る第三者賠償責任補償保険への加入は入札参加資格に関する項目であり、経営事項審査の加点対象ではありませんので、ご注意ください。	◎(公財)建設労災補償共済制度加入証明書 ◎(社)全国建設業労災互助会加入証明書兼領収書 ◎全日本火災共済協同組合連合会又は(社)全国労働保険事務組合連合会の労働災害補償制度への加入を証明する書面 ◎保険会社の法定外労働災害補償制度の加入を証明する資料 <b>【以下の要件を全て満たしているものが対象です。書面に記載があるかご確認ください。】</b>  ①業務災害と通勤災害(通勤及び退勤中の災害)のいずれも対象とすること ②直接の使用関係にある職員及び下請負人の直接の使用関係にある職員のすべてを対象とすること ③労働者災害補償保険の傷害等級第1級から第7級までに係る障害補償給付及び障害給付並びに遺族補償給付の基因となった災害のすべてを対象とすること
48	民事再生法又は会社更生法の適用	手続きの開始又は終結決定を受けたことを証する書面

49	防災協定の締結を証明する資料 (P84 参照) ◎のいずれかの書類を提示	◎国、特殊法人等または地方公共団体との間に防災協定を締結している場合は、その防災協定 ◎社団法人等の団体が国、地方公共団体等との間に防災協定を締結している場合は、当該団体に加入していることを証する書類及び申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類（当該団体の活動計画書や証明書等）
52	監査の受審状況を証明する資料 (P85～92 参照) ◎のいずれかの書類を提示	◎監査報告書 ◎会計参与報告書 ◎経理処理の適正を確認した旨の書類
55	研究開発費の額を証明する資料 (P93 参照) ◎のいずれかの書類を提示	◎有価証券報告書（2年分） ◎注記表（2年分）
56	建設機械の所有及びリースの台数 (P28, 46, 47, 94, 95, 118, 123, 124 参照) ①と②両方の書類を提示	①売買契約書又はリース契約書 (リース契約は審査基準日から1年7ヶ月以上の契約期間であること。) ②特定自主検査記録表 <u>(審査基準日以前1年以内に行っているもの)</u> 。ただし、移動式クレーンの場合は移動式クレーン検査証、大型ダンプ車の場合は自動車検査証
57	I S O 9 0 0 1 の登録	審査登録機関の認証を証明する書類 (登録範囲に建設業が含まれていること。会社単位であること。一部の支店等に限定されている場合は認められません)
58	I S O 1 4 0 0 1 の登録	
60	新規若年技術職員の育成及び確保	合格証明書・免状等の写し（青森県建設技術センターへ提出したもの）及び常勤確認資料（申請するすべての方が必要な書類にある「雇用保険被保険者資格喪失届」の写し）

※大臣許可の場合の、提出書類等の詳細については、東北地方整備局のホームページでご確認ください。

(URL [http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b06111/kenseibup/kns\\_01ken\\_gyu.html](http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b06111/kenseibup/kns_01ken_gyu.html))

### Ⅲ 「技術職員名簿」及び「建設業に従事するその他職員等確認票」の内容確認について

「技術職員名簿」及び「建設業に従事するその他職員等確認票」の内容確認と、技術者登録は、それぞれ別の手続きですので、ご注意ください。

#### 1 内容確認について

「技術職員名簿」及び「建設業に従事するその他職員等確認票」は、経営事項審査の前に、必ず（公財）青森県建設技術センターで内容確認を終えるようにしてください。また、経営事項審査当日にも内容を確認する場合がありますので、（公財）青森県建設技術センターにコピーで提出した「雇用保険被保険者資格喪失届」の「原本」を持参してください。

「技術職員名簿」及び「建設業に従事するその他職員等確認票」が返送されるのは、おおむね1ヶ月後です。また、内容確認が集中する時期はそれ以上の時間を要する場合がありますので、余裕をもって申請をしてください。

#### 【「建設業に従事するその他職員等確認票」（青森県独自様式）の提出について】

経理資格保有職員数（項番53，54）の確認及び県入札参加資格審査に必要であるため、経営事項審査を受ける全ての方に提出をお願いしております。なお、3欄については入札参加資格申請を行う予定のない方は記入不要です。（県入札参加資格申請の審査項目のため）

## 【建設業に従事するその他職員とは】

技術職員以外の建設業に従事する使用人と常勤の役員（監査役、兼業事業に従事する使用人は除く）のことです。

### 2 技術者登録について（県入札参加資格申請に必要）

県内建設業者で県に入札参加資格申請を行っている方又は申請予定の方は、入札参加資格を申請する業種の技術職員について、技術者登録又は登録内容の変更の手続きが必要です。

技術者情報の一元管理を委託している（公財）青森県建設技術センターに登録がなければ、所属技術者と認められませんので、資格の変更や新規雇用技術者等の異動等に伴う変更届は速やかに行ってください。

### 3 技術職員名簿等の内容確認と技術者登録との違いについて

- ・ **技術職員名簿等の内容確認** … 経営事項審査申請の際に必要な手続き  
審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係がある者が対象  
審査基準日現在の状況で年一回確認
- ・ **技術者登録** ……………… 県入札参加資格申請の際に必要な手続き  
登録する日以前に3ヶ月以上の恒常的雇用関係がある者が対象  
技術職員の異動が発生する度に手続きを行う

技術者登録と経営事項審査に係る技術職員の内容確認は別々のものであり、技術者登録は青森県に入札参加資格の申請をしている方のみ行うものです。（国及び市町村の入札参加資格申請とは関係ありません。）

また、経営事項審査の事前確認を行っても技術者登録されているわけではありません。

青森県に入札参加資格申請を行っている方又は申請予定の方は、技術者登録と経営事項審査に係る技術職員の事前確認の両方を行ってください。

### 4 申請について

#### (1) 提出先

公益財団法人 青森県建設技術センター 〒030-0822 青森市中央三丁目 21-9  
TEL 017-718-4181（直通） FAX 017-777-6646  
017-777-6545（代表）

#### (2) 書類の申請方法

郵送又は持参（持参した場合は、受付後順番での処理になります。）

#### (3) 申請の時期

経営規模等評価を申請する約1ヶ月前までに行ってください。なお、できるだけ決算日を過ぎて他へ技術者が異動になる前に申請するようにしてください。

#### (4) 提出書類

併せて P97「職員の常勤確認について」をご参照いただき、申請について不明な点がありましたら青森県建設技術センターへお問い合わせください。なお、提出前に P110「技術職員名簿（経営事項審査時提出）事前確認チェックリスト」により確認のうえ、提出してください。（チェックリストも同封してください。）

	提出書類	内容・補足説明
1	経営事項審査に係る技術職員及び建設業に従事するその他職員等内容確認願	
2	技術職員名簿（2部）	返送されたものを提出書類として「経営規模等評価申請書」に添付してください。
3	建設業に従事するその他職員等確認票（2部）	返送されたものを対面審査時に会場に持参し、提出してください。



4	常勤確認資料	<p>【原則として、以下の書類の写しを毎年全員分提出してください。】</p> <p>① 雇用保険被保険者資格喪失届 （個人番号（マイナンバー）が記入されている場合、黒塗り（原本に付箋紙を貼ってコピー等）したもの）</p> <p>② 社会保険の標準報酬決定通知書</p> <p>③（法人の場合）履歴事項全部証明書</p>
5	<p>① 卒業証書及び実務経験証明書</p> <p>② 実務経験証明書</p> <p>③合格証明書・免状等 （及び実務経験証明書）</p> <p>④大臣の認定証</p> <p>その他職員名簿に記載している者の資格を証明する資料 合格証書、合格証明書等</p> <p>⑤「監理技術者講習」受講を示す資料 ・監理技術者資格証及び監理技術者講習受講修了証</p> <p>⑥「登録基幹技能者講習」受講を示す資料 ・登録基幹技能者講習終了証</p>	<p>【技術職員名簿に記載している者の資格を証明する資料】</p> <p><b>入札参加資格申請の有無に関わらず、また、前回の入札参加資格申請の有無に関わらず、以下の書類の写しを毎年全員分提出してください。</b></p> <p>別表（1）（P41）に掲げる学科を修めて高等学校を卒業した後5年以上又は大学を卒業した後3年以上の実務経験がある方（建設業法第7条第2号イ）</p> <p>10年以上の実務経験がある方 （建設業法第7条第2号ロ）</p> <p>別表（2）（P42～45）に掲げる国家資格等がある方（建設業法第7条第2号ハ、同法第15条第2号イ）</p> <p>国土交通大臣が能力があると認めた方 （建設業法第15条第2号ハ）</p> <p>公認会計士、会計士補、税理士試験 一級登録経理事務士 （旧 一級建設業経理事務士） 二級登録経理事務士 （旧 二級建設業経理事務士） に合格している方</p> <p>「1級技術者」のみ対象。 大臣認定者は対象外。</p> <p>登録基幹技能者講習を行う者として国土交通省に登録された団体が実施する講習（更新講習含む。）を受講し、基準日時点で有効な修了証の交付を受けている場合のみ対象。</p>
6	返信用封筒（1部）	120円切手を貼付・返信先の住所を記入